

第2回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年7月28日（火）13時28分～14時18分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）令和8年度地域別最低賃金改定の目安について

（2）鳥取県最低賃金の改正審議

（3）その他

5 資料目次

机上配布資料

（1）令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第2回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日の委員の出席状況ですが、全員に出席いただいています。最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告

します。

今回は、6名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の皆様には、お配りしている注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

これより先の専門部会の進行を、佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 議事の1つ目、令和8年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会の現在の状況を、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 昨日、7月27日、第5回目安に関する小委員会が開催されましたが、審議継続となり、本日、午前10時から第6回目安に関する小委員会が開催されています。その後の状況についての連絡は現時点ではございません。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。目安が出ていないため、本日、第6回目が行われているようですが、当専門部会は、目安ありきの審議はせず、法定3要素に則り審議を進めるため、よろしくお願いします。

目安について情報等を持っている方はいますか。

(なし)

目安がなくても審議はできるため、審議を進めたいと思います。

議事の2、鳥取県最低賃金の改正審議に入ります。

初めに、労働者側山下委員、使用者側西村委員、私の3名で審議進行に係る協議をしたいと思います。会場の準備をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階小会議室を案内します。

○佐藤部会長 10分程度、休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 1回目の専門部会で金額の提示があったため、今日は金額の提示はしないこととします。代わりに、鳥取県では特に問題になっていませんが、昨年度、他の都道府県で発効日を大幅に動かしたということがありました。そのため、発効日を指定日発効、若しくは法定発効のいずれにするかについて、労使双方分かれて審議いただき、その後、皆様に意見をすり合わせたいと考えています。

10分程度時間が必要ということなので、場所の準備をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は4階小会議室を案内します。

○佐藤部会長 10分程度、休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 本日は、発効日をどうすべきか審議いただきます。あくまでも、今後、災害等、想定外の出来事が起こらない前提での意見を承りたいと思います。

山下委員お願いします。

○山下委員 労働者側としては、一日でも早く改正後の最低賃金を発効することが労働者に利益があるとして審議をしているため、法定発効にこだわった審議をお願いしたいと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、労働者側、意見はないですか。

(なし)

使用者側、西村委員お願いします。

○西村委員 使用者側も法定発効をお願いしたいと思っています。一見すると、遅くなればなるほど使用者側に有利になると見えなくもないですが、毎年決まった時期に決まったことが起きるというルールがあると経営がしやすくなることもあります。

もう一点、要望事項になります。最低賃金を指定日発効とする場合、それなりの理由に基づき決定されていると思います。あくまで推測ですが、昨年、発行日を大幅にずらした都道府県は、恐らく、本来の目的から逸脱した運用をしたのだろうと見ています。最低賃金の審議は良識のある方により行われていますが、昨年のような出来事が起こったため、本来の目的を明確にし、目的以外の運用ができないこととおかなければ、発行日を法定発効とすると意思統一したとしても、何年か後には、元の木阿弥になるような気もするため、明確なルールづくりが必要だと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側で、ほかに意見等がありますか。

(なし)

発効日について、法定発効でよいと思われる方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 それでは、最低賃金の発効日は全会一致で法定発効といたします。ただし、この後、何らかの想定外の出来事が起こった場合は、再度発効日について考え直すことになりますが、それがない限りは、鳥取県は法定発効といたします。

事務局から法定発効の説明をお願いします。

○今井賃金室長 最低賃金要覧の147ページを御覧ください。第14条の第2項、「地域別最低賃金改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日からその効力を生ずる。」

この部分が法定発効の説明となります。法定発効とは、公示の日から起算して30日を経過した日に効力が生じることを言います。また、同項に指定日発効についても記載されています。

本日、机上配付資料としてお配りをした表を御覧ください。これは、1枚目が地域別最低賃金、2枚目は特定最低賃金の答申日と発効日の関係を示した表です。今は地域別最低賃金の審議のため、この資料では、例えば、仮に8月7日金曜日に答申となると、自動的に異議申出の締切りが決まります。異議申出の日が8月24日月曜日、事務的な諸手続などを踏まえ、官報公示ができる最短の日が9月3日の木曜日になります。先ほど説明した第14条第2項の公示の日が9月3日、公示日から起算して30日を経過した日が、10月3日土曜日となります。そのようにこの表を確認いただくことになります。よろしくお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。仮に、8月7日に結審した場合、発効日は10月3日になります。

発効日は法定発効とするため、今後は、発効日を交渉の材料にすることなく、金額1本で話を進めていただきます。いつ目安が出るか分かりませんが、法定の3要素に従って審議を進めていきたいと思います。

現在、提示された金額に大きく隔たりがあります。使用者側は1,041円、労働者側1,460円で、419円の開きがあるため、金額の審議を進めていくことになります。

本日は、発効日という大きなものを決めていただきました。

その他、事務局から何かありますか。

○清水賃金室長補佐 次回の専門部会は、明後日、7月30日木曜日午前9時半から、こちらの会場で開催します。よろしくお願いします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

本日の専門部会、終了とします。ありがとうございました。